

○翻刻

一 爐之内ほどの處少々并二ぬか火  
之處ばかり少々ぬれ居候由勿論爐  
之某邊り共格別取乱し置候様子

無之段十右衛門申聞候事

一 与右衛門相果居候後口かへ二莛式枚折り  
掛置候分二血ノかたまり所々江付居  
候を一同見請候段申聞る其外よご  
れ莛がけら川江竹次郎持参ニ而流し  
其砌半之十を呼おこし候哉の旨風

聞之事

一 与右衛門相果居候枕元に船形ぼうしニ  
血余程染付候分なげ置候此儀

代役儀三郎杯も睨与見請申候

一 廿三日夕方茂太郎義伯父十左衛門方江参り  
母にあい申候ニハかゝさ今ござんたとゝさ  
のぼせて居られ若やおまいもころさ  
るゝとわるいと申罷帰り候段重左衛門

申聞候事

一 銀五郎妻義二十三日七ツ時分十左衛門方江参り  
母親にあいとゝさ機嫌がなをり候哉

いつて見可申段申候處十左衛門申候ニハ  
かゝもいつ所に参り候様申候處姉申に

ハ先私而已参り見可申段言捨直ニ与右衛門方江  
姉参り候處竹次郎出先ニ来ルなと

申候故直クに七兵衛方江罷帰り候事

一 廿三日七兵衛方江ハ銀五郎妻はかり参り  
朝方外誰も参り不申候事

一 廿三日朝飯後銀五郎義次左衛門方江祈祷  
之義ニ付参る事

一 廿四日夜あさ与右衛門妻小家の内ニなき沈ミ

居申候ニハ今度之仕業はどふか子供之仕事  
之様ニ思ハれ余り残念ニ而泣不足とく

どき候由十右衛門甚助聡与承り候段申聞候

一 与右衛門義去冬以来方茶之間ニ而已寐候由

一同申聞候

一 廿三日夜茂太郎起ると直にぬす人が

入り候与申十左衛門方江参り翌朝迄止宿  
之由十左衛門方申聞候

○読み下し

一 炉の内ほどの処少々并にぬか火

の処ばかり少々濡れ居り候由、勿論炉

の辺りとも格別取乱し置き候様子

これ無き段十右衛門申し聞き候事。

一 与右衛門相果て居り候後口かべに莛二枚折り

掛け置き候分に血の塊所々へ付き居り

候を一同見請け候段申し聞ける。其の他汚

れ莛がけら川へ竹次郎持参にて流し

其の砌半之十を呼びおこし候やの旨風

聞の事。

一 与右衛門相果て居り候枕元に船形帽子に

血余程染め付き候分なげ置き候。此儀

代役儀三郎なども睨と見請け申し候。

一 二十三日夕方、茂太郎義伯父重左衛門方へ参り

母に会い申し候には「かかさ今ござんなどゝさ

のぼせて居られ、若やお前も殺さ

ると悪い」と申し罷り帰り候段、重左衛門

申し聞き候事。

一 銀五郎妻義二十三日七つ時分重左衛門方へ参り

母親に会い「とゝさ機嫌がなおり候や、

行つて見申すべし」段申し候処、重左衛門申し候には

「かかも一緒に参り候」様申し候処、姉申すに

は「先私のみ参り見申すべき」段言い捨て直に与右衛門方へ

姉参り候所竹次郎「出先に来るな」と

「お母さん、今(家に)来るな。お父さんが理性を失っていて、ひよっとするとお母さんも殺されると悪い」

この項目の「重左衛門」は「与右衛門妻かのの兄」にあたる

銀五郎妻みき「お父さんの機嫌が直っているか見に行つてみるつもりです」  
重左衛門「かか(与右衛門妻かの)も一緒に行きなさい」  
姉「先に私だけで行つて見えます」

竹次郎「出先に来るな」  
銀五郎妻みきは実家の七兵衛宅へ帰る

※名前は定かではないが、重左衛門宅に「姉」と呼ばれる立場の人が居たと推測される。

申し候故（銀五郎妻は）直ぐに七兵衛方へ罷り帰り候事。

一 二十三日七兵衛方へは銀五郎妻ばかり参り朝より他誰も参り申さず候事。

一 二十三日朝飯後、銀五郎義次左衛門方へ祈祷の義に付き参る事。

一 二十四日夜あさ与右衛門妻しょうか小家の内に泣き沈み

居おり申し候には「今度の仕業はどうか子供しごとの仕事しごとの様に思われ、余り残念にて泣き足らず」と口

説とき候由、十右衛門甚助とと承り候段申し聞き候

一 与右衛門義去る冬以来より茶の間のみ寝候由、

一同申し聞き候

一 二十三日夜茂太郎起ると直すぐに「盗おきす人が

入ししゆくり候」と申し重左衛門方へ参り翌朝迄止宿

の由、重左衛門より申し聞き候